

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人に係る税制優遇措置の拡充 (国税5)(法人税:義)
2	要望の内容	投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備について、ペイスルー課税対象資産とする期間を10年以内に限る等の時限措置を撤廃(又は緩和)すること。(拡充)
3	担当部局	環境省総合環境政策局環境経済課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置を受けられるよう、平成26年度税制改正にて措置された。
6	適用又は延長期間	恒久措置(少なくとも延長)とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 成長戦略等において掲げられたインフラファンドの組成・上場促進等の取組の積極的な推進、インフラファンド市場等を通じた民間資金の流入促進、再生可能エネルギーの積極的な推進。</p> <p>《政策目的の根拠》 「日本再興戦略改訂2015(抜粋)」 第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 5-2. 金融資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 金融・資本市場の活性化等 国際金融センターとしての地位を確立・向上していくため(略)金融資本市場の利便性向上と活性化に向けた以下のような取組を積極的に進める(略) 投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンドの組成・上場の促進を図るとともに必要な環境整備を図る。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2015(抜粋)」 第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保 [4]地球環境への貢献 国連に提出する約束草案を踏まえ、…再生可能エネルギーの最大限の導入…に取り組む(略)</p> <p>「日本再興戦略改訂2014(抜粋)」 第二 3つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策</p>

		再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する(略)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 インフラファンドの組成・上場に当たっての実務的な障害を緩和し、一般投資家に新たな投資機会を提供することにより、インフラファンド市場等を通じた民間資金の流入促進を図り、以って再生可能エネルギー発電設備への投資の促進を図ること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 要望に係る租税特別措置等の投資法人への適用実績。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 要望の措置は、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成に当たっての実務的な障害を緩和し、税制上の不利益を被ることのないようにすることにより、インフラファンド組成のインセンティブの向上が見込まれ、政策目的の実現に寄与する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	投信法政令改正を受け、新設の投資法人を中心に、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人への適用が見込まれる。
	② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年4月～平成30年3月) 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれ、インフラファンド市場等を通じた民間資金の流入促進が図られることにより、再生可能エネルギー発電設備への投資の一層の促進が期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年4月～平成30年3月) 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～平成30年3月) 再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成に当たっての実務的な障害が緩和されず、税制上の不利益を被ることとなり、政策目的の実現の妨げとなる。</p>

		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年4月～平成30年3月) (分析対象期間においては)税込減は見込まれない。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策目的の実現に向け、要望の措置の有効性が認められることに加え、新たな財政上の措置が不要な措置であることから、妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10 有識者の見解		—
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—